令和８年（フ）第２０１１号
大阪市大正区三軒家東１丁目21番６―603号
債務者　守内　悠記
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　夕子
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４０８号
大阪府茨木市高田町10番１―412号
債務者　宮原　久典
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西河　英士
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７５号
大阪府高槻市古曽部町３丁目12番７号
債務者　本川　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　喬
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９９号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目13番18号
ル・グラン　201号
債務者　髙橋　麗奈
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　典嗣
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０２８号
北海道千歳市弥生３丁目７番11号
債務者　水上　明美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　友和
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３２号
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎３丁目78番地１
債務者　木村　一貴
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成合　陶平
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１４４５号
大阪市北区東天満１丁目４番２号　東天満ハイツ　503号室
債務者　飛松あずさ
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　　宏
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０６号
大阪府豊中市新千里西町２丁目３番４―303号、前住所大阪府豊中市新千里西町１丁目２番11―801号
債務者　古賀　博紀（旧姓三木）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中崎　正博
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４９号
千葉県旭市後草1836番地２　ザ・プラン15号室
債務者　小出　信一
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１１６号
さいたま市西区三橋６丁目578番地１　県営大宮三橋団地４―502
債務者　高嶋　　潔
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５９号
埼玉県新座市池田三丁目１番１号
債務者　朝永美佐子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１０号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　20―109
債務者　古口　和夫
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５４号
埼玉県戸田市上戸田３丁目12番18―201号、旧住所埼玉県戸田市笹目北町２番地の30　リブリ・リヴィエール北戸田203号室
債務者　奥村香代子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
北海道旭川市大町２条16丁目577番地の102
債務者　熊谷芙美代
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１６号
北海道旭川市10条通21丁目１番地の12　ドエルたけや　２階206
債務者　本部　　孝
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１８号
北海道旭川市緑町25丁目2143番地の125
債務者　奥山　裕之
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
北海道旭川市緑町25丁目2143番地の125
債務者　奥山　祐子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字大山10番地３　メイプル弐拾五番館102号
債務者　東海林陽子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
秋田地方裁判所横手支部